

平成 31 年度 新庄市商談会等出展支援事業費補助金

新庄市内の中小企業者が、自社製品の販路拡大を図るため、商談会・展示会・見本市（商談会等）に出展する場合にその経費の一部を補助します。

商談会等

「商談会等」とは、山形県外（海外）で開催される商談を目的としたものに限り、一般向けの物販を目的とした催事は対象外です。

補助対象者

市内に事業所を有する製造業等を営む中小企業者（個人・法人）で、自社の製品、技術、サービスの販路拡大のため単独で、又は他の市内中小企業者と共同で、県外（海外）で開催される商談会等に出展するもの。ただし次のいずれかに該当する場合は補助の対象外です。

- 申請者が市税を滞納している場合
- 申請者が平成 30 年度にこの補助金の交付を受けている場合

補助金の額

次に掲げる対象経費の **2 分の 1** の金額（**上限 20 万円**）

- | | |
|---|--|
| <p>① 出展料（小間の借上料）</p> <p>② 小間装飾経費
小間を飾り付けるための費用
小間で電気・水道を使用するための工事費
商談用の机・椅子の借上げ料</p> <p>③ 交通費
公共交通機関を利用した際の費用
高速道路を利用した際の費用</p> <p>④ 宿泊費
宿泊数に関わらず、宿泊に要した経費または
1 人あたり 10,000 円のいずれか低い金額
(2 名分まで)</p> | <p>⑤ 輸送費
展示品、パンフレット等の輸送を外部委託するための経費
(輸送に係る保険料も補助対象です)</p> <p>⑥ 広報資料作成費
当該展示会のために新たに作成する広報資料
(カタログ、パンフレット、チラシなど)にか
かる経費
(総事業費の 10 分の 3 を上限とします)</p> |
|---|--|

※人件費、輸送に係るもの以外の損害保険料等の間接的な経費は対象外です。

※随時受け付けしますが、予算枠に達した時点で締め切ります。

申請書類

出展する日の 14 日前までに、以下の書類を揃えて新庄市商工観光課に申請して下さい。
様式等は新庄市公式ウェブサイトに掲載しておりますので、ご活用下さい。

- 申請書（様式第 1 号）
- 事業計画書（様式第 2 号）
- 収支予算書（様式第 3 号）
- 補助対象経費が確認できる書類（見積書、出展申込書等）
- 出展する自社製品の資料
- 市税の納税証明書
- その他必要な書類

申請先・お問合先 新庄市商工観光課 企業立地・商工振興室（電話 29-5847）